**成果報酬型業務委託契約書**

**第1条（目的）**
本契約は、甲（委託者）と乙（受託者）が、甲の業務の一部を乙に委託し、乙が成果物を提供することにより、その成果に応じた報酬を乙に支払うことを定め、両当事者の権利義務関係を明確にすることを目的とする。

**第2条（定義）**
本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「業務」とは、本契約に基づき乙が甲から委託される業務をいう。
2. 「成果物」とは、乙が業務遂行の結果として甲に納品する文書、データ、システムその他一切の成果をいう。
3. 「成果基準」とは、成果物の完成度・達成度を測るために甲乙が合意する基準をいう。

**第3条（業務の委託）**

1. 甲は乙に対し、別紙業務仕様書に定める業務を委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行しなければならない。

**第4条（再委託の禁止）**
乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

**第5条（成果報酬と支払方法）**

1. 甲は乙に対し、業務の遂行により得られた成果基準の達成度に応じて、成果報酬を支払う。成果報酬の内容、算定方法及び支払条件は、別紙報酬規程に定める。
2. 成果報酬は、甲が成果を検収し承認した日の属する月の末日締め、翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込送金により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

**第6条（成果物の検収）**

1. 乙は、成果物を完成したときは速やかに甲に納品しなければならない。
2. 甲は、納品を受けた日から○日以内に成果物を検査し、合格または不合格を通知する。不合格の場合、乙は速やかに修補または改善を行う。
3. 成果物が合格とされた時点で、当該成果に係る報酬の請求権が発生する。

**第7条（知的財産権の帰属）**

1. 成果物に関する著作権その他の知的財産権は、甲乙協議の上、別紙に定める。
2. 前項にかかわらず、乙が本業務の遂行前から有していたノウハウ等は乙に帰属する。

**第8条（秘密保持義務）**

1. 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. この義務は本契約終了後○年間存続する。

**第9条（報告義務）**
乙は、甲の求めに応じ、業務の進捗状況を報告しなければならない。

**第10条（契約期間）**

1. 本契約の有効期間は契約締結日から○年とする。
2. 契約期間満了の○か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、本契約は同一条件でさらに○年間自動更新される。

**第11条（契約の解除）**

1. 甲または乙が以下の各号に該当した場合、催告なく直ちに本契約を解除できる。
(1) 契約に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されないとき
(2) 差押、仮差押、破産等の申立てを受けたとき
(3) 業務遂行が著しく困難であると認められる事由が生じたとき

**第12条（損害賠償）**
甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に対し当該損害を賠償しなければならない。

**第13条（不可抗力）**
天災地変その他当事者の責めに帰すことができない事由により契約の履行が困難となった場合、当事者はその責任を負わない。

**第14条（存続条項）**
第7条（知的財産権）、第8条（秘密保持義務）、第12条（損害賠償）、本条及び契約終了後の権利義務に関する条項は、本契約終了後も存続する。

**第15条（協議事項）**
本契約に定めのない事項、疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議の上、解決を図る。

**第16条（合意管轄）**
本契約に関する紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自署名押印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（住所・名称・代表者）

乙：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（住所・名称・代表者）